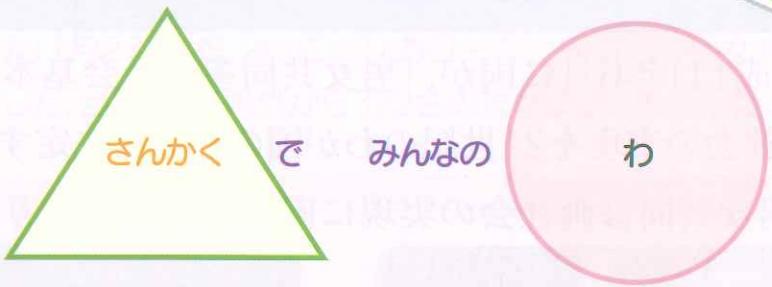


パートナー21

2012年版
第6号



男女共同参画作品入賞者 左から嶋崎さん、山口さん、江藤さん

男女共同参画啓発冊子（パートナー21）第6号の発行にあたって ①

男女共同参画都市宣言5周年記念事業

男女がともに 自分らしく 輝いて生きるまち なかがわ ②～③

男女共同参画推進センター「あいなか」を紹介します ④～⑥

町民意識調査 ⑦～⑨

男女共同参画Q&A ⑩

男女共同参画啓発冊子(パートナー21) 第6号の発行にあたって

1999(平成11)年6月に国が、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを行っております。

本町では、2003(平成15)年3月に「那珂川町男女共同参画プラン」を策定し、2005(平成17)年4月に、「那珂川町男女共同参画推進条例」を施行しました。翌年の2006(平成18)年11月23日には、「男女共同参画都市宣言」を行い、2011(平成23)年は5年目を迎えるにあたり、男女がお互いに認められ、尊重される社会の実現に向けての機運を広く醸成し、社会をあげて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明するため男女共同参画都市宣言5周年記念事業を行いました。

また、すべての住民の皆さまが、一人ひとりの個性と能力を發揮することによって主体的な生き方の選択ができ、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面において、自分らしく、活き活きと暮らすことのできる男女共同参画のまちづくりを住民の皆さまと一緒にやって取り組んでおります。

今後も男女共同参画推進のための情報や、行政の取り組みを町民の皆さんに提供していくとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、協働のまちづくりに取り組んで参ります。なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2012(平成24)年3月

那珂川町長
武末 茂喜

那珂川町男女共同参画都市宣言5周年記念事業 男女がともに 自分らしく 輝いて生きるまち なかがわ

那珂川町では、2011年11月23日(祝・水)にミリカローデン那珂川で男女共同参画都市宣言5周年記念事業を行いました。当日は、町内外から372名の方が参加されました。

第一部 オープニングアトラクション



晶子 うた
平和を詩う



南畠小学校6年生
未来へつなぐ子どもたちからのメッセージ

オープニングアトラクションでは、琴の伴奏による、与謝野晶子の詩「君死にたまふこと勿れ」の朗読と、那珂川町内7つの小学校による「未来へつなぐ子どもたちからのメッセージ」をビデオレターにして上映しました。今から約100年前の女性の地位が低く、また戦況が激しい時代を生き抜いた晶子に思いを馳せるとともに、小学生たちのメッセージで元気をもらいました。

大変印象的でした。
(60代男性)



小学校の元気な様子が伝わりました。
手作り感のある温かいものになって
いました。

(30代女性)

第二部 記念式典



開会のことば
実行委員長 池田 穂波



内閣府男女共同参画局長メッセージ代読
実行委員 羽田 雄美子

第三部 記念講演

「自分らしく輝いて生きる」～すべての人がビューティフル～というテーマで、タレント・作家の遙 洋子さんによる記念講演を行いました。

素晴らしい講演を聴けたことを感謝します。人生を自分らしく生きることの大切さなど感じることができました。

(60代女性)



講師 遙 洋子さん(タレント・作家)

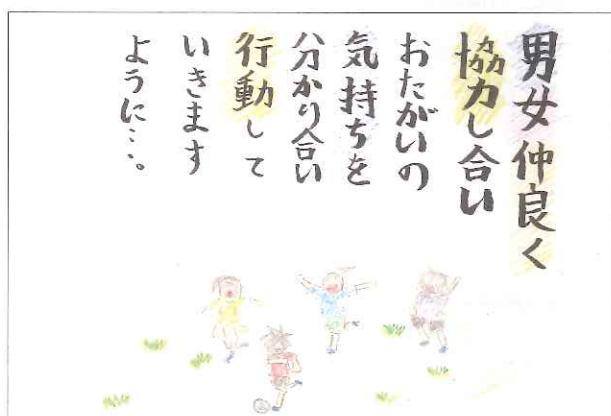
「男女がともに 自分らしく 輝いて生きるまち なかがわ」を実現するため、男女共同参画をテーマとした作品を募集しました。ポスター33点、標語40点、ミニポスター34点、短歌3点、絵手紙13点、にわか4点、計127点の応募がありました。厳選な審査の結果、次の方々の作品が優秀作品として決定しました。

ポスターの部



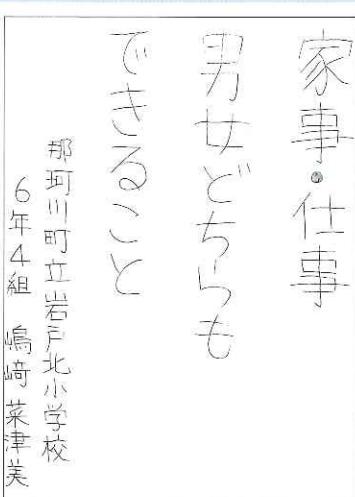
岩戸北小学校6年 江藤 瞳さんの作品

ミニポスターの部



岩戸北小学校6年 山口 未乃梨さんの作品

標語の部



岩戸北小学校6年 嶋崎 菜津美さんの作品

記念式典では、男女共同参画作品入賞者表彰を行いました。



左から 山口さん、嶋崎さん、江藤さん

男女共同参画推進センター「あいなか」を紹介します

男女共同参画推進センター「あいなか」は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等を推進するための拠点です。住民の皆さまの男女共同参画に関する学習・情報収集の場として、男女共同参画を推進する団体の自主的な活動、団体交流の場として利用できます。

また、センターでは、男女共同参画講座の開催、男女共同参画推進センター利用登録団体の活動の支援、DV等支援事業などを行っています。

情報コーナー

情報コーナーには、男女共同参画に関する 本やビデオなどを置いていますので、自由にご覧いただけます。テレビ、ブルーレイDVDプレーヤー、コピー機、ベビーベッドなどを設置しています。



多目的室

30人程度が入る会議室です。男女共同参画推進センター利用登録団体は、無料で利用することができます。(事前の登録が必要です)多目的室には、パソコンやポット、カップなどを置いています。

あいなか(愛称)とは

性別により、「男が先、女が後」や「男が上、女が下」や「家長という男が上座、家内や奥様が下座」などという性別による壁や差別意識をなくしていくために、みんな平等に「あいなか(真ん中)」にすることが「人間」らしくていいのではないかとのメッセージが込められています。

愛・那珂、あー田舎、あーいい仲、あーいい仲間というイメージも込められています。

公募により決まりました。

所 在 地	那珂川町西隈1丁目1番1号 勤労青少年ホーム内
利 用 時 間	平日及び土曜日 9時から22時まで 日曜日及び祝日 9時から17時まで
休 館	12月29日から翌年1月3日まで
主 な 施 設	多目的室、情報コーナー
開 設 年 月 日	平成23年4月1日



男女共同参画推進センター「あいなか」外観

男女共同参画推進センター利用登録方法

申請書と関係書類を添えて役場住民生活部人権政策課に提出していただきます。登録していただいた団体は、おおむね隔月1回実施する連絡会に出席をしていただきます。連絡会の活動内容は、男女共同参画推進に係る事業への参画及び協力、利用登録団体等相互の情報交換及び意見交流による連携の推進、利用登録団体等のリーダー育成やエンパワーメント及び男女共同参画に関する研修などを行っていただきます。※宗教活動、政治活動、個人の利益を目的とした行為などはできません。

なお、登録要件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

現在、町内の9団体が登録しています。随時、受付を行っていますので、ぜひお申し込みください。

男女共同参画推進センター利用登録団体の紹介

那珂川町母子・父子・寡婦福祉会

子どもを中心に、生きる力を育み、母子・父子とともに歩いていこうをスローガンに頑張っています。

那珂川町男女共同参画地域づくり 推進委員会 座・しゃくなげ

「しなやかなる継続で意識は変わる」をモットーに、寸劇や那珂川にわか等を通して男女平等参画社会の実現を目指し、地域などで活動している素人劇団です。

那珂川町女性の問題を考える会

男女平等参画社会の実現に向けて、那珂川町における男女共同参画を推進する取り組みに参画し、誰もがずっと住みたい那珂川町を目指しています。

女性会議那珂川支部

私たちは、日頃から誰もが住みよい、イキイキと自分らしく生きられる社会をめざして、反戦平和・男女平等参画社会・環境問題を中心に地域で活動しています。

ずっと住みたい那珂川ネット21

10団体と個人がネットワークを組んで、男女平等参画社会の実現に向けて、調査・研究・収集・発信している会です。男女共同参画推進センター「あいなか」を拠点として、交流・学習を深め、新たなスタートとして頑張ります。

那珂川町婦人会

誰もが安心とゆとりに満ちて、いきいきと暮らせる暖かい心の通いあう地域社会を目指して、男女共同参画社会の推進、青少年の健全育成や子育て支援、健康問題、地球環境の保全、食育や食の安全、消費者問題対策などの取り組みを行っています。

新日本婦人の会那珂川支部

くらし、子育て、平和など、女性の願を実現するために、みんなで力をあわせ、活動しています。

自治労那珂川町職員労働組合

人・自然を大切にし、豊かで公正・公平な社会の実現に向け、さまざまな取り組みを行っています。

いきいき未来ネット

町のシンボルである那珂川の環境を守るために、川の調査を行ったり、水をきれいに保つため、廃油石鹼、マイエンザ等を作つて広めています。住民として一人ひとりができる「住民自治」からはじめています。



男女共同参画センター利用登録団体連絡会議



みなさん、楽しくいきいきと活動されています。「いっしょに活動したい」「活動内容について聞きたい」などございましたら、下記まで問い合わせください。

問い合わせ先

那珂川町住民生活部

人権政策課男女共同参画担当

電話 092-953-2211

FAX 092-953-0688

町民意識調査

2011(平成23)年7月、那珂川町では男女共同参画の現状と課題を把握するために、男女共同参画社会づくりに向けての町民意識調査を行いました。

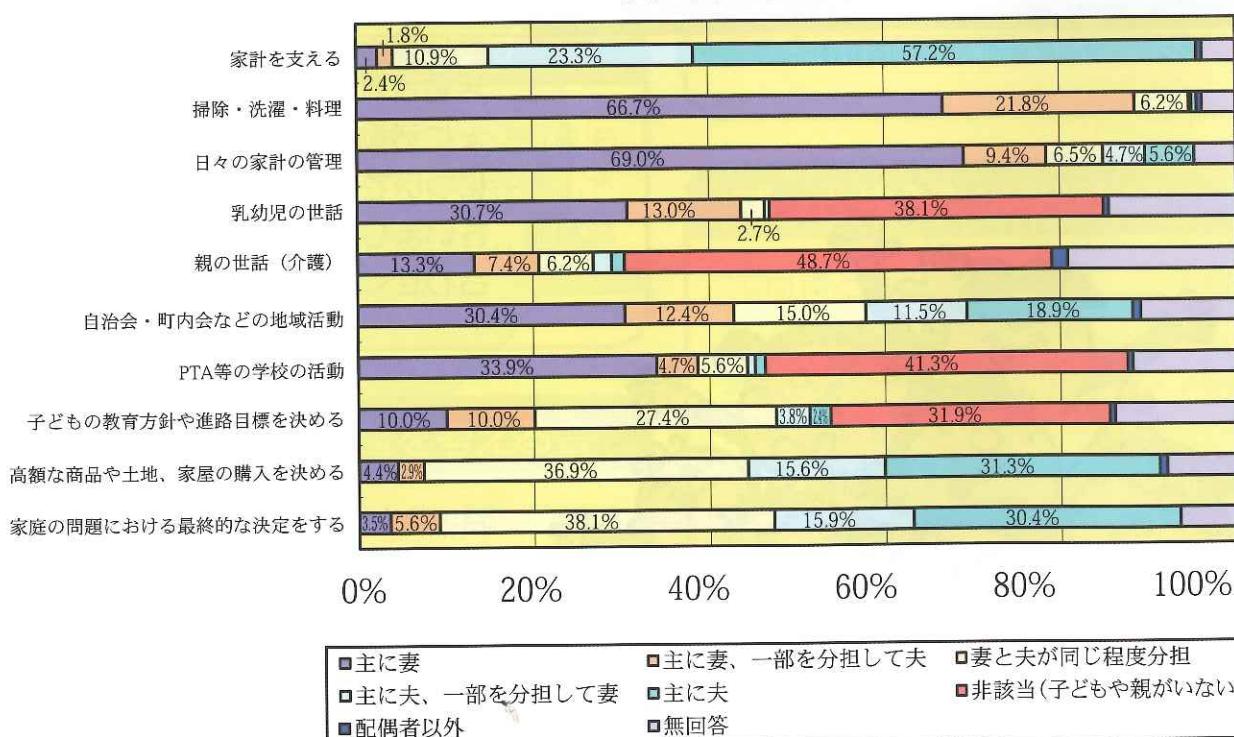
【家庭内の役割分担】

家庭内の役割分担について尋ねたところ、妻が中心の役割分担は「掃除、洗濯、料理」「日々の家計の管理」「乳幼児の世話」「PTA等の学校の活動」となっており、特に家事関係における妻への依存率は極めて高くなっています。夫が中心の役割分担は「家計を支える」「高額な商品や土地、家屋の購入を決める」「家庭の問題の最終的な決定をする」となっているものの、「高額な商品や土地、家屋の購入を決める」「家庭の問題の最終的な決定をする」については妻と夫が同じ程度分担という割合も比較的高くなっています。

子どものしつけや教育に関する考え方について、女の子も経済的に自立できる教育が必要かを尋ねたところ、「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人は92%、男の子も炊事・掃除など生活に必要な技術を身につけさせることについて尋ねたところ、「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人は91.1%となっています。

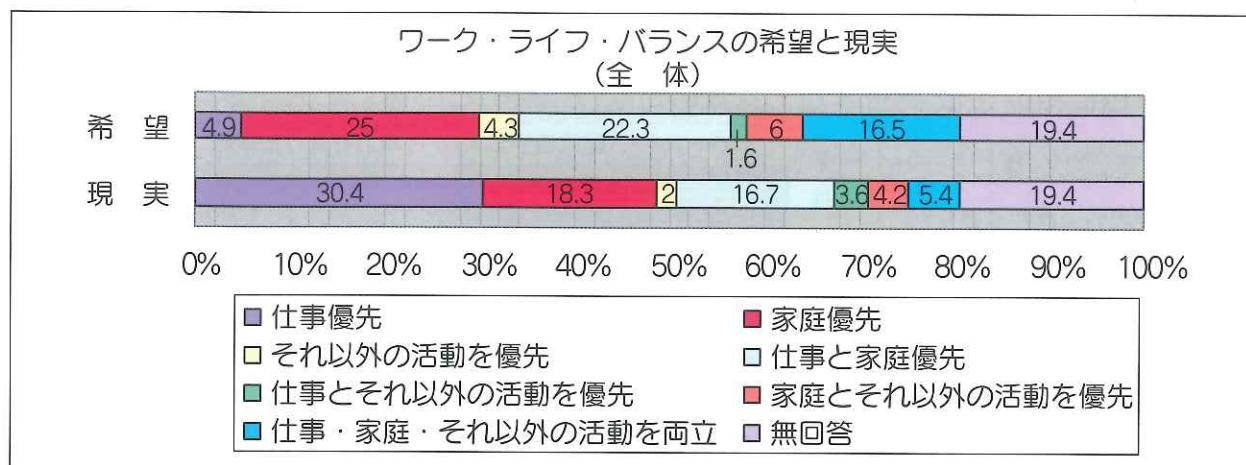
のことから、現状では、家庭内の役割分担は固定的な性別役割分担になっていますが、女の子も経済的に自立することの必要性、男の子も生活に必要な技術を身につけることの必要性を感じていることがわかります。

家庭内の役割分担

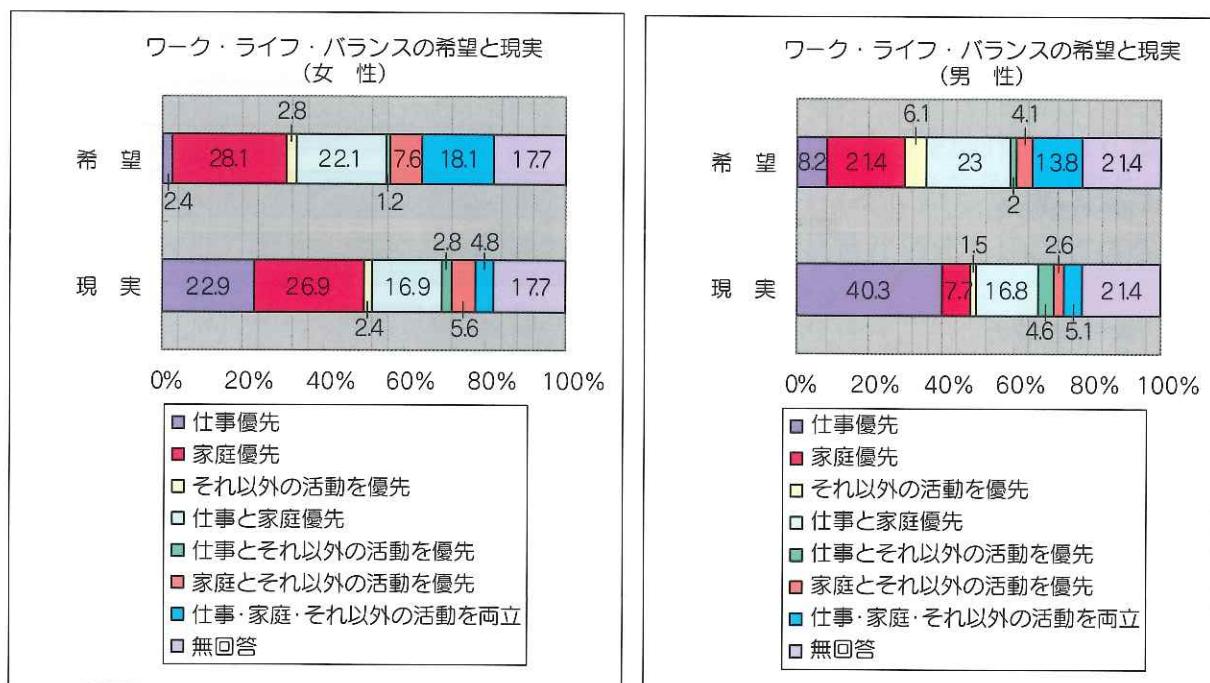


【ワーク・ライフ・バランスの「希望」と「現実】

ワーク・ライフ・バランスの「希望」と「現実」について尋ねたところ、希望は「家庭優先」25%、次いで「仕事と家庭優先」22.3%、「仕事・家庭・それ以外の活動を両立」16.5%となっています。現実は、「仕事優先」30.4%、次いで「家庭優先」18.3%、「仕事と家庭優先」16.7%となっています。



性別に見ると、女性は「希望」も「現実」も「家庭優先」の割合が高くなっています。しかし、「仕事優先」を希望している人2.4%に対し、現実は22.9%の人が「仕事優先」になっていることが分かります。男性は「仕事と家庭優先」を23%の人が希望すると答えていましたが、現実は40.3%の人が「仕事優先」になっており、「希望」と「現実」の間にギャップがみられます。

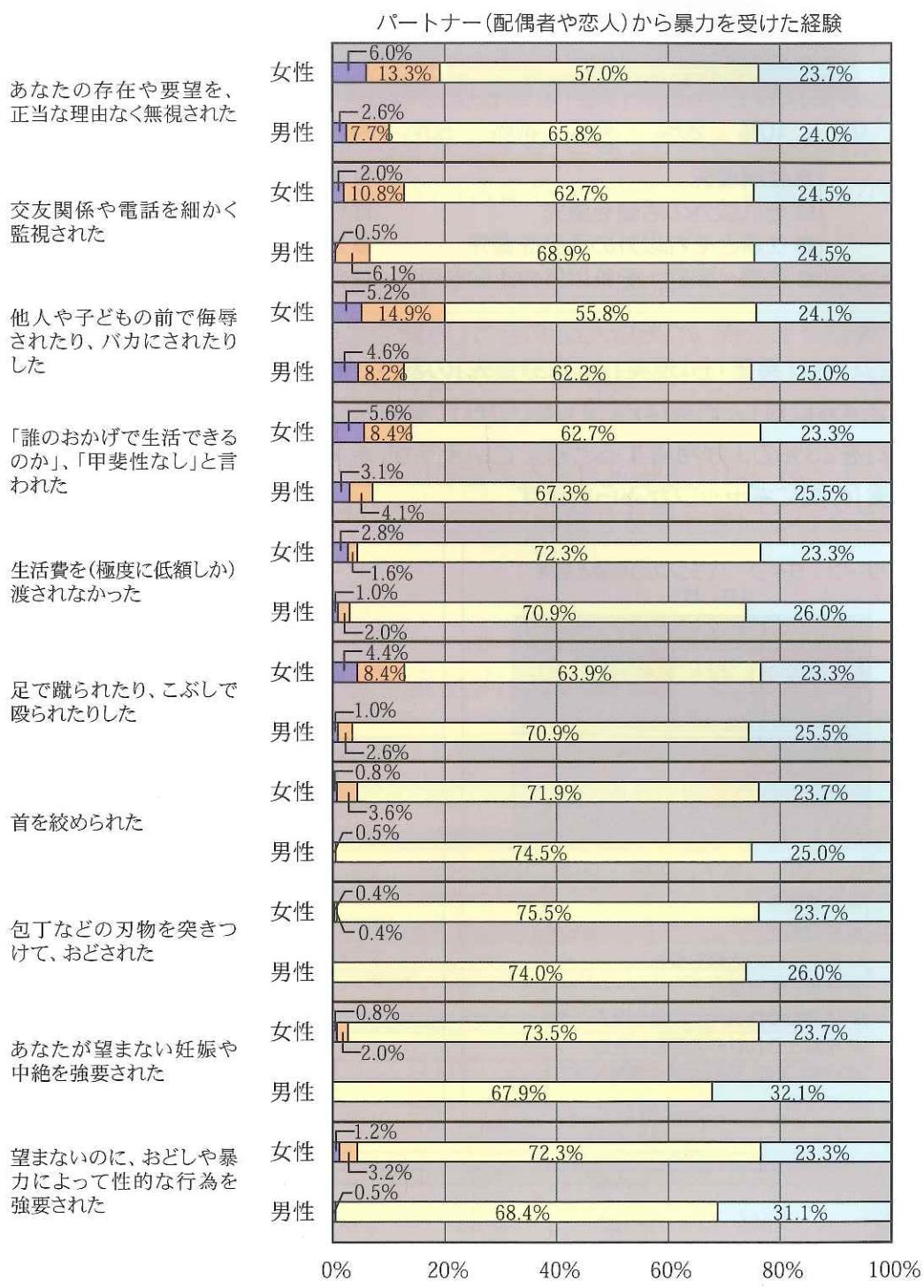


【パートナー(配偶者や恋人)から暴力を受けた経験】

パートナー(配偶者や恋人)から暴力を受けた経験を尋ねたところ、『経験有』(=「何度もあった」+「1・2度あった」との回答は、女性は、「他人や子どもの前で侮辱されたり、バカにされたりした」20.1%、「あなたの存在や要望を、正当な理由なく無視された」19.3%、「誰のおかげで生活できるのか」14%、「交友関係や電話を細かく監視された」「足で蹴られたり、こぶしで殴られたりした」12.8%となっています。

一方、男性は、「他人や子どもの前で侮辱されたり、バカにされたりした」12.8%、「あなたの存在や要望を、正当な理由なく無視された」10.3%となっています。

いずれの項目においても、男性よりも女性の方が『経験有』と回答した人が多くなっています。



男女共同参画Q&A

町民意識調査では、たくさんのご意見、ご要望をいただき、ありがとうございました。その疑問の一部をご紹介し、お答えします。



男女共同参画は男と女を一つにすることですか

A. そうではありません。男女共同参画とは、男性と女性が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することです。男女共同参画は、生物学的には男女に違いがあることを認めた上で、「男だからこうすべき、女だからこうあるべき」といった、性別によって固定的に役割を決めつける意識を社会全体で見直していくとするものです。一人ひとりの存在を認め合い、誰もが「自分らしく」輝ける社会になるとすればらしいですね。



男女平等と言うけど、男としての役割、女としての役割を果たすべきではないでしょうか。

A. 私たちの周りでは、就職という社会生活への入り口で、「男だから」「女だから」という理由でふりわけられていることがあります。また、家庭生活への入り口である結婚でも、「結婚したら男性は家族を養うもの」「女性は家事と育児を第一に」など、それぞれの役割をふりわけられがちです。もちろん、子どもを産むことやおっぱいをあげることは女性にしかできませんが、「子どもを育てること」は男女ともにできることです。「子育ては母親の仕事」と役割を決めつける考え方には、子育ての悩みを相談できず、ストレスを溜め込む母親を増やしてしまうだけではなく、男性が子育てに関わるチャンスも奪ってしまうことになります。「性別」によって役割をわけてしまうのではなく、その「人」の資質、能力、希望、意思、条件などに応じて、職場や学校、地域、家庭などあらゆる分野で、仕事や役割を選ぶことができる社会が望ましいのではないかでしょうか。



「男は男らしく、女は女らしく」でいいのではないですか？

A. 「男らしさ」「女らしさ」は、社会や状況によっても、また人によってもイメージのとらえ方に差がみられ、その具体的な内容はさまざまです。「男とはこういうもの」「女はこうすべき」と決めつけることは、結果として個人の能力や個性を発揮する機会を奪ってしまうおそれがあります。一人ひとりの個性に目を向け、「自分らしさ」や「その人らしさ」を大切にできたらいいですね。



地域を越えて情報を交換し ネットワークをつくるために利用できる施設の紹介

福岡県男女共同参画センターあすばる

住 所 〒816-0804 春日市原町3-1-7クローバープラザ内
電 話 092-584-1261 FAX 092-584-1262
開館時間 9:00~21:00(日曜日・祝日 9:00~17:00)
休 館 第4月曜日を除く毎週月曜日(祝日にあたる日は、その翌日)、年末年始

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

住 所 〒815-0083 福岡市南区高宮3-3-1
電 話 092-526-3755 FAX 092-526-3766
開館時間 9:30~21:30(平日)9:30~17:00(日曜日・祝日)
休 館 毎月第2火曜日及び最終火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

相 談 窓 口

「DV相談」	受付時間	電話
ちくし女性ホットライン	10:00~17:00 (月曜日~金曜日)	092-513-7335
配偶者暴力相談支援センター (筑紫保健福祉環境事務所)	8:30~17:15(月曜日~金曜日)	092-584-0052
配偶者からの暴力相談	17:15~24:00(月曜日~金曜日) 9:00~24:00(土曜日・日曜日・祝日)	092-716-0424
ミズ・リリーフ・ライン	9:00~17:45(月曜日~金曜日)	092-632-7830
男性のための相談ホットライン	19:00~21:00(第1・第3月曜日)	092-526-1718

	所在地	受付時間	電話
「労働」 福岡中央労働基準監督署	福岡市中央区長浜2-1-1	平日 8:30~17:15	092-761-5605
「総合相談」 福岡県男女共同参画センター あすばる相談室	春日市原町3-1-7 クローバープラザあすばる内	(火曜日~日曜日) 9:30~16:00 (金曜日のみ) 18:00~20:30も可	092-584-1266
「人権相談」 福岡法務局筑紫支局	筑紫野市二日市中央 5丁目14番7号	平日 8:30~17:15	092-922-2881